

埼玉県農林公社があなたの婚活を応援します！

SAITAMA出会いサポートセンター

利用登録料を助成します！！



SAITAMA出会いサポートセンター「恋たま」とは



結婚を希望する20歳以上の独身男女を対象に、出会いから交際、結婚までをサポートする埼玉県の公的な結婚支援センターです。AIを活用したマッチングシステムと相談員のサポートで結婚支援を行います。



詳細・登録はこちらから→



利用登録料の
最大半額
を助成
※2年間有効

《助成の対象となる要件》

- ・申請時に埼玉県内で農業に従事する45歳未満の青年農業者であること
- ・SAITAMA出会いサポートセンターとの面談、必要書類の提出、利用登録料の支払いが済んでいること
- ・新規登録または更新のための利用登録料の支払い日が令和6年4月1日以降である

《申請期限》

本登録日または更新日から3か月以内

助成金の申請についての詳しい内容は下記問い合わせ先へ

※予算の状況により助成ができない場合があります。

※お住まいの市町村によっては、別途助成制度が設けられている場合もあります。

〔お問い合わせ先〕 公益社団法人 埼玉県農林公社 青年農業者・見沼担当

〒361-0013 行田市大字真名板1975番1

TEL: 048-559-0551 FAX: 048-558-3558

Email: seinen@sainourin.or.jp

結婚支援センター利用登録支援事業実施要領

1 目的

この要領は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という）が実施する青年農業者育成事業実施規程（以下「規程」という）第10条に規定する公的機関が行う結婚支援活動に参加する青年農業者に助成を行うに当たり必要な事項を定めるものである。

事業の実施に当たっては、規程に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 事業の内容

この事業は、埼玉県が設置するSAITAMA 出会いサポートセンター（以下「センター」という）に入会する青年農業者に対して、予算の範囲内でセンター利用登録料の助成を行い、青年農業者の配偶者確保を支援するものである。

3 助成対象者

助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 結婚を誠実に希望し、自ら婚活の努力をする意思があること。
- (2) 年齢が原則45歳未満で、埼玉県内で農業に従事する青年農業者であること。
- (3) センターとの面談、必要書類の提出、利用登録料の支払が完了していること。
- (4) この要領に同意していること。

4 助成金の額

公社は予算の範囲内において、各助成対象者に対して、センターの利用登録料（市町村等からの助成を控除した額）の最大半額を助成する。

5 助成金交付申請書兼請求書の提出

助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という）は、センターへの本登録日または更新日から起算して3か月以内に、様式1号により、次に掲げる書類を添えて公社に提出しなければならない。

- (1) センターの会員情報画面（氏名、利用登録に必要な書類が提出済みであること及び利用登録日または更新日が分かるものに限る）の写し
- (2) センターに利用登録料の振り込みをしたことが分かるものの写し（センターから送信された振込確認メールの写し、振込明細書、振込完了画面など）
※振込日又はメール受信日、差出人、本文に記載された申請者氏名の分かるもの
- (3) 様式1号に記載した振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- (4) 居住地の市町村長等の推薦書（別紙様式）

6 助成金交付又は不交付の決定

公社は、申請内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、様式2号により申請者に通知するものとする。

7 成婚報告

助成金交付後にセンターの紹介により成婚した場合は、6か月以内に様式3号により成婚報告書を公社に提出するものとする。

8 状況確認

公社は、助成金を活用した者に対し、成婚の状況を確認することができる。

9 助成金の返還等

公社は、申請者が偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けた、又は正当な理由なく成婚報告を行わなかったと認めるときは、当該助成金の交付決定を取消し、又は返還を命ずることができるものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年2月21日から施行する。

結婚支援センター利用登録料助成金交付申請書兼請求書

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

結婚支援センター利用登録料助成金の交付を受けたいので、結婚支援センター利用登録支援事業実施要領第5の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

申請 (請求) 者	住 所	〒 ー 埼玉県		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日 (満 歳)
	電話番号			
交付申請額 及び請求額	金 円			
利用登録日	年	月	日	
振込確認メール 受信日	年	月	日	
振込先	金融機関名			
	支 店 名		種 類	普通 ・ 当座
	口 座 番 号			
	フリガナ 口座名義人			
添付書類	・センターの会員情報画面（氏名、利用登録に必要な書類が提出済みである こと及び利用登録日が分かるものに限る）の写し ・センターに利用登録料の振り込みをしたことが分かるもの（センターから 送信された振込確認メール）の写し			

※ 振込先は、申請者が口座名義人となっているものに限りません。

※ 振込確認メール受信日が確認できない場合は、振込日を記載し、振込の確認ができる書類（振込日・口座名義人・振込先のわかる振込明細書・通帳等）の写しを添付してください。

結婚支援センター利用登録料助成金の交付（不交付）について

(氏名) _____ 様

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長

令和 年 月 日に申請のあった助成金について、下記に付した条件で交付（不交付）が決定しましたので、結婚支援センター利用登録支援事業実施要領第6の規定により通知します。

記

1 交付 交付決定額 金 _____ 円

2 不交付
(不交付の理由)

3 交付条件等

- (1) 助成金交付後に成婚した場合は、6か月以内に様式3号により成婚報告書を公社に提出するものとする。
- (2) 公社は、申請者が偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けた、又は正当な理由なく成婚報告を行わなかったと認めるときは、当該助成金の交付決定を取消し、又は返還を命ずることができるものとする。

令和 年 月 日

結婚支援センター利用登録支援事業成婚報告書

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

(氏名) _____

結婚支援センター利用登録支援事業実施要領第7の規定により、下記のとおり報告
します。

記

成婚月 令和 年 月 (入籍 ・ 挙式 ・ 婚姻生活開始)

※ 入籍・挙式・婚姻生活開始のいずれかに○印を付け、その年月を記入してください。

※ 成婚してから6か月以内に提出してください。

(別紙様式)

推 薦 書

結婚支援センター利用登録支援事業の助成対象者として、適当と認められるので、推薦します。

[助成対象者]

住 所
氏 名

推 薦 理 由	
---------	--

令和 年 月 日

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

推薦者 市町村名
市町村長名 印